

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

1 生活衛生

(1) 生活衛生行政の概要

生活衛生行政は、衣食住をはじめとする人間の生活環境の衛生水準の向上、換言すれば、「ヒト」をとりまく「モノ」に注目し、公衆衛生上の見地から種々の規制、監視、指導等を行うものである。近年、国民生活の向上に伴い、国民の生活環境に対するニーズはより健康で快適なものへと高度化、多様化してきており、それらを踏まえ、様々な施策を推進している。

第2編

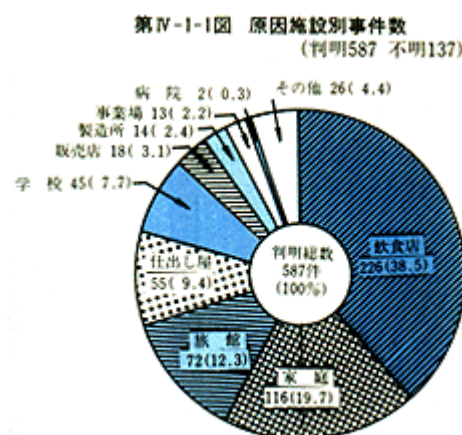
第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅳ 生活環境

1 生活衛生

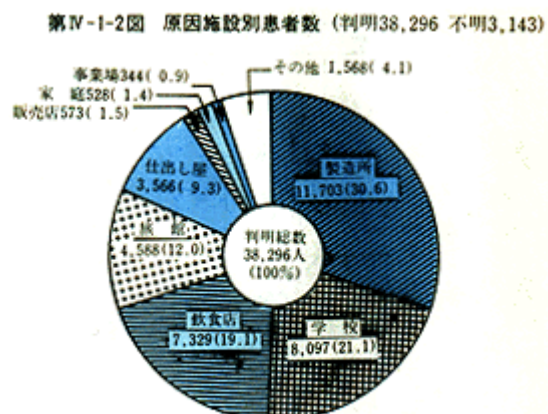
(2) 食品衛生行政の概要

第Ⅳ-1-1図 原因施設別事件数



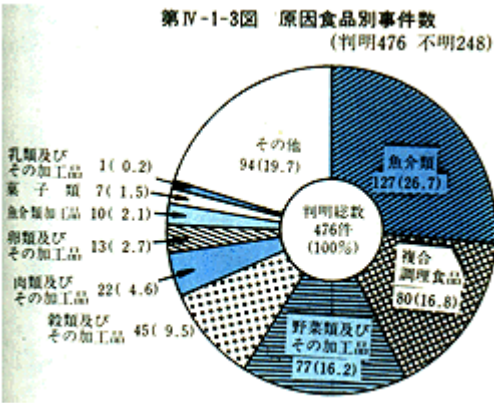
資料：厚生省大臣官房統計情報部「食中毒統計」(昭和63年末)

第Ⅳ-1-2図 原因施設別患者数



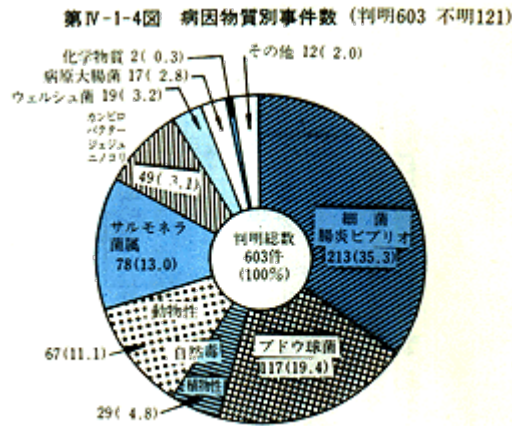
資料：厚生省大臣官房統計情報部「食中毒統計」(昭和63年末)

第Ⅳ-1-3図 原因食品別事件数



資料：厚生省大臣官房統計情報部「食中毒統計」(昭和63年末)

第Ⅳ-1-4図 病因物質別事件数



資料：厚生省大臣官房統計情報部「食中毒統計」(昭和63年末)

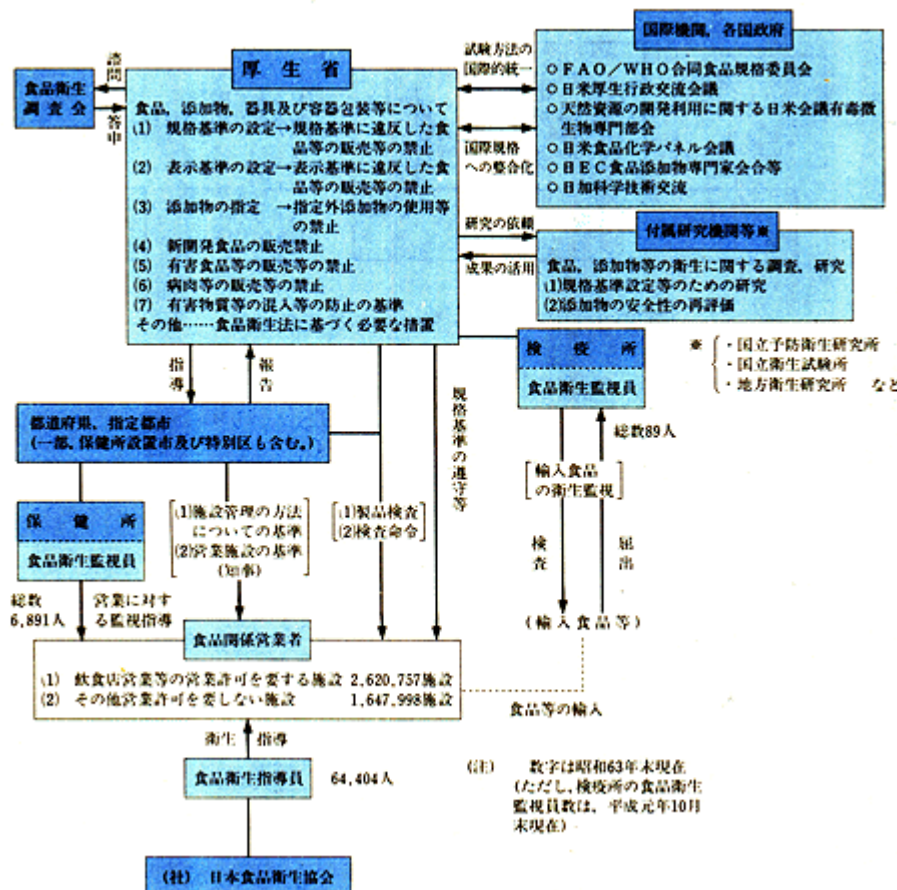
第Ⅳ-1-5表 食中毒の発生状況の推移

年次	事件数	患者数	死者数	1事件当たりの患者数	罹患率(人口10万対)
昭和50年	1,783件	45,277人	52人	25.4人	40.4
55	1,001	32,737	23	32.7	28.0
60	1,177	44,102	12	37.5	36.4
61	899	35,556	7	39.6	29.2
62	840	25,368	5	30.2	20.7
63	724	41,439	8	57.2	33.7

資料：厚生省大臣官房統計情報部「食中毒統計」

食品衛生行政の概要

(2) 食品衛生行政の概要



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

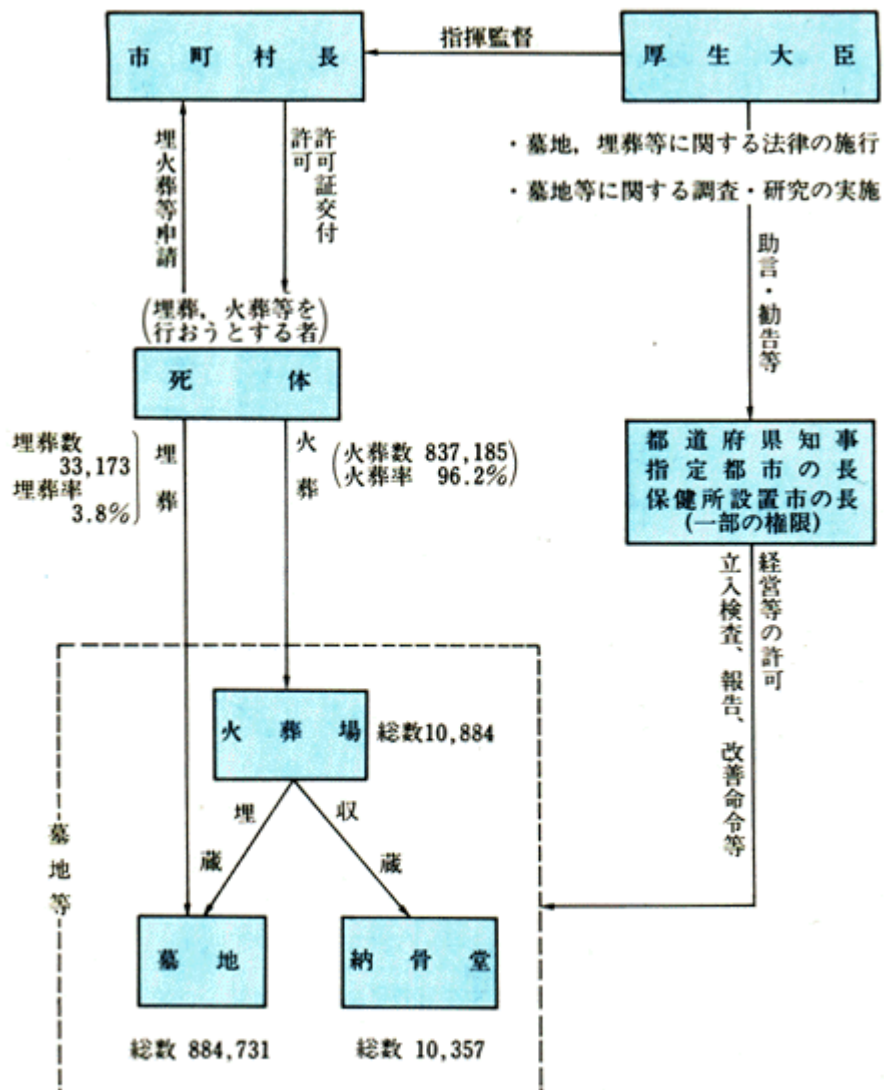
IV 生活環境

1 生活衛生

(3) 墓地,埋葬等に関する法律に基づく行政のしくみ

墓地,埋葬等に関する法律に基づく行政のしくみ

(3) 墓地,埋葬等に関する法律に基づく行政のしくみ



資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

〔火葬, 埋葬数は昭和63年〕

〔墓地, 火葬場, 納骨堂の総数は昭和63年12月末現在〕

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

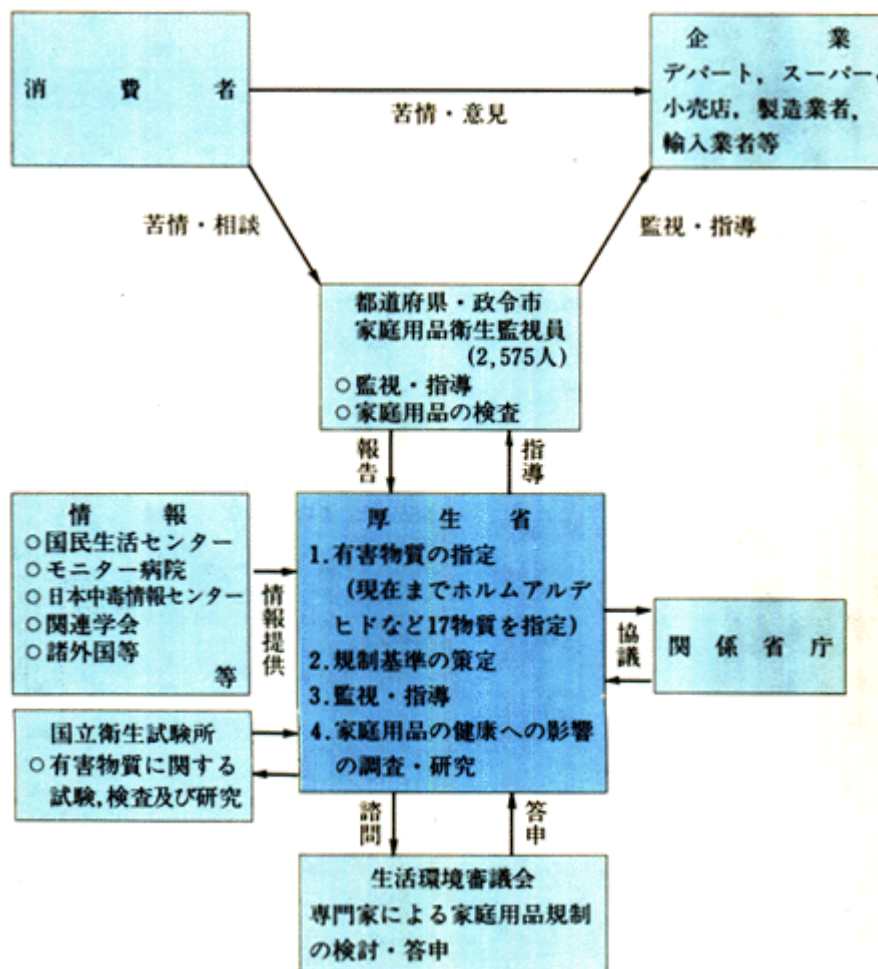
IV 生活環境

1 生活衛生

(4) 家庭用品の安全性確保

上着,下着,くつ下等の繊維製品,洗浄剤,エアゾール製品などの家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき,有害物質を指定し,さらに有害物質を含有する家庭用品についてその含有量等の規制基準を設定し,家庭用品の安全性の確保を図っている。

家庭用品の安全性確保



(注) 数字は昭和63年末現在

厚生白書 (平成元年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

1 生活衛生

(5) 化学物質による環境汚染の防止

化学物質による環境汚染を防止するため、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、新規化学物質及び既に製造、輸入されている化学物質(既存化学物質)の分解性(環境中で微生物等により分解されやすいかどうか)、蓄積性(魚介類の体内において蓄積されやすいかどうか)、長期毒性(継続的に摂取される場合に、人の健康を損なうおそれがあるかどうか)について審査・判定を行い、必要に応じ、製造、輸入、使用等の規制を行っている。

化学物質による環境汚染の防止

(平成元年12月末現在)

化学物質の区分	定 義	規 制 内 容	指定の例
第一種特定化学物質	難分解性、高蓄積性及び長期毒性を有する化学物質で政令で定めるもの。	許可外製造、輸入の禁止 特定用途以外の使用禁止等 (一部を除いて原則的に、製造、輸入、使用は認められない。)	PCB クロルデン TBT O等 9物質
第二種特定化学物質	難分解性、低蓄積性及び長期毒性を有する化学物質であって、その製造等の状況から、環境の汚染により、人の健康に係る被害を生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの。	製造、輸入の予定数量の届出等が義務づけられ、必要があれば数量を制限することができる。	トリクロロエチレン、 TPT化合物等10物質
指定化学物質	難分解性、低蓄積性及び長期毒性を有する疑いのある化学物質で、厚生大臣及び通商産業大臣が指定するもの。	製造、輸入の実績数量の届出が義務づけられ、その数量及び環境汚染の状況等から必要と認められる場合には、長期毒性の詳細な調査を指示する。 その結果に基づき必要な場合には第二種特定化学物質に指定する。	クロロホルム等 49物質
上のいずれの区分にも該当しないもの		規制なし	

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

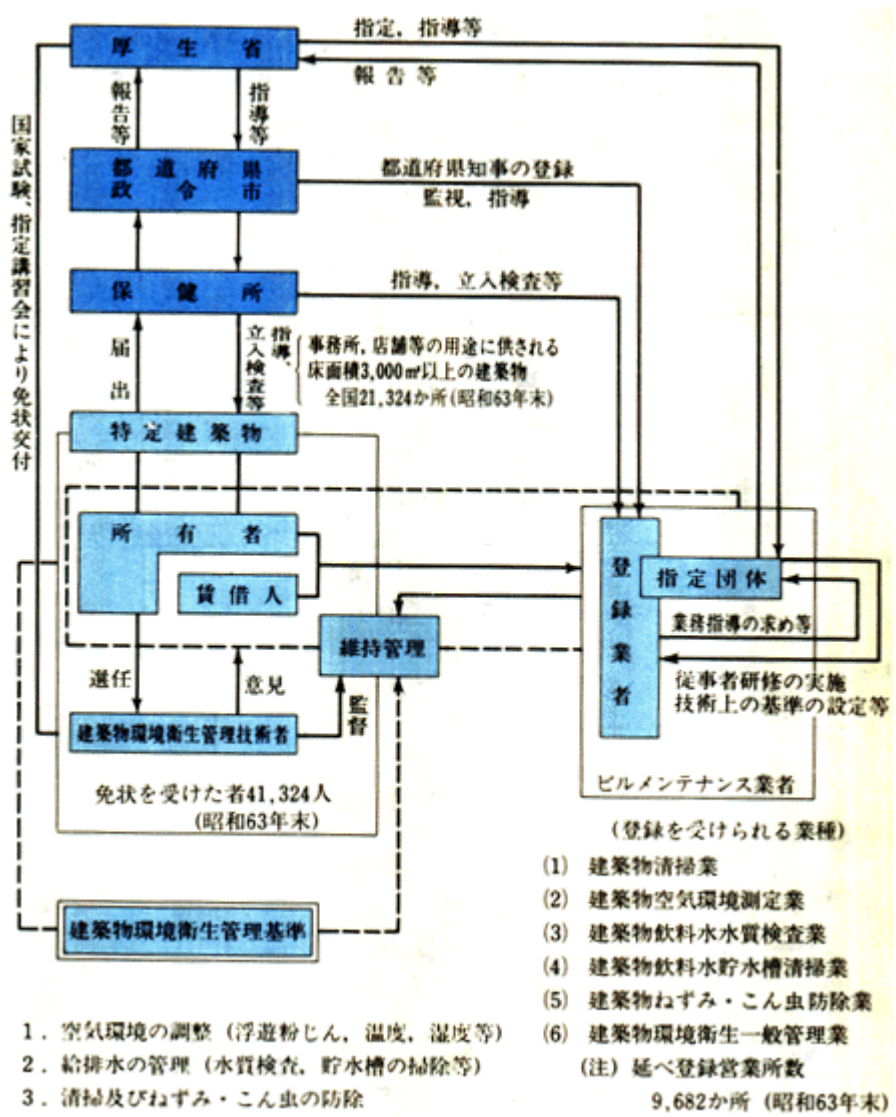
IV 生活環境

1 生活衛生

(6) 建築物における環境衛生の確保

建築物の衛生面における維持管理対策は、昭和45年4月に制定された「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて行われている。

建築物における環境衛生の確保



厚生白書 (平成元年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

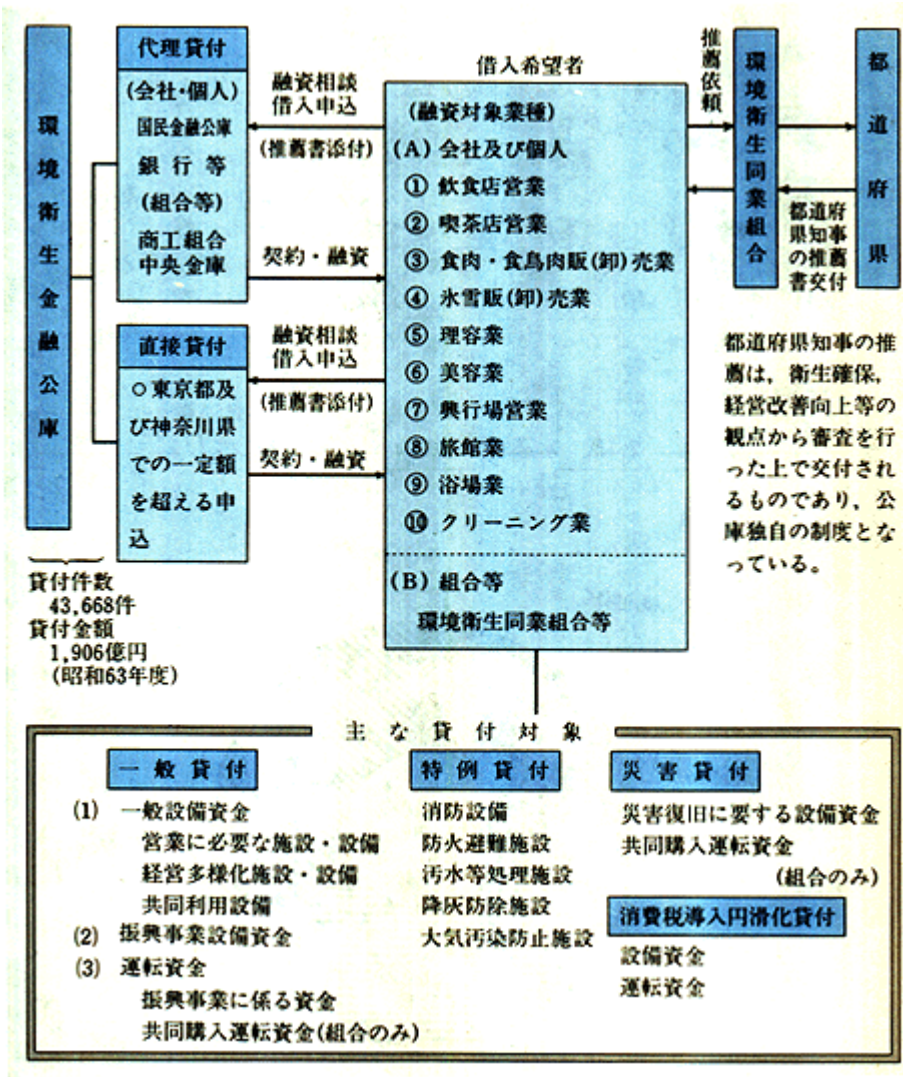
IV 生活環境

1 生活衛生

(8) 環境衛生金融公庫

環境衛生金融公庫は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に密接な関係のある飲食店等の環境衛生関係の営業について、衛生水準を高め、及び近代化を促進するための資金について融資するために昭和42年9月に設立された。これまでの貸付総額は3兆3,415億円(昭和63年度末現在累計)。

環境衛生金融公庫



厚生白書 (平成元年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

2 水道・廃棄物

(1) 水道行政の概要

安全な水道水の安定した供給を確保するため、その水質や施設についての基準、水道事業の経営や管理についての規則などが水道法に定められている。

水道行政の概要

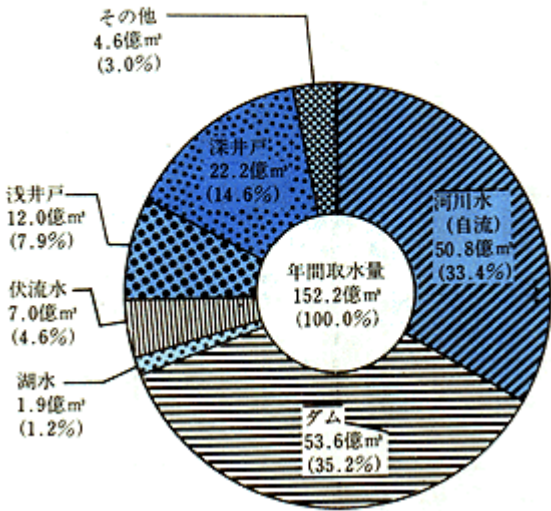
水道事業	上水道事業 (1,939か所)	●一般の需要に応じて水を供給する事業 ●経営は原則として市町村 ●厚生大臣の認可が必要	給水人口5,001人以上
	簡易水道事業 (11,010か所)		給水人口101人以上 5,000人以下
水道用水供給事業 (101か所)		水道事業に対して浄水を卸売する事業 県、一部事務組合による経営が多い。厚生大臣の認可が必要	
専用水道 (4,218か所)		101人以上の人の居住に必要な水を供給する自家用水道等 設置にあたっては知事による設計の確認が必要	
簡易専用水道 (112,486か所)		ビル、マンション等に設置された受水槽(有効容量10㎡以上)を有する水道で水道事業のみから水の供給を受けるもの	

資料：厚生省水道環境部調べ

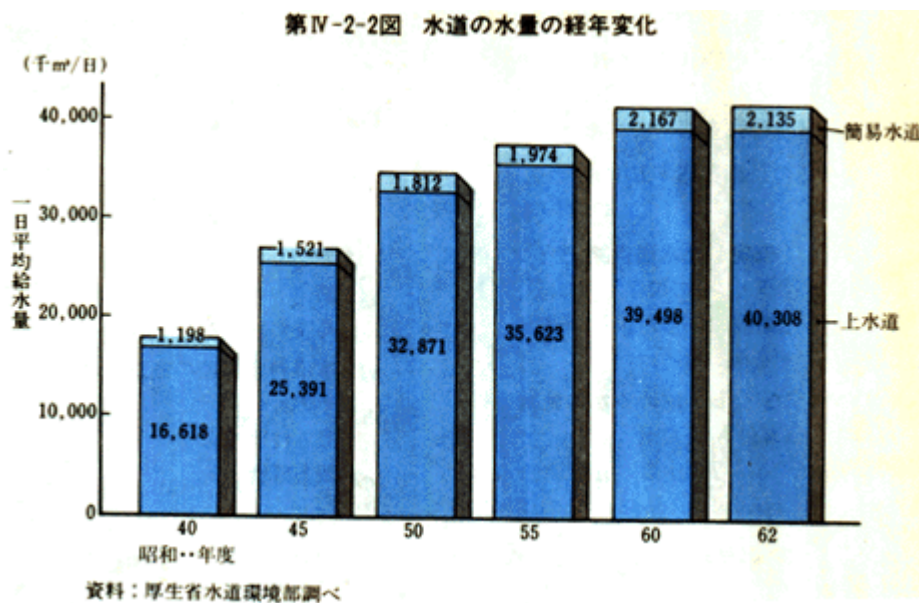
(か所数は昭和62年度末現在)

第Ⅳ-2-1図 水道水源の種類

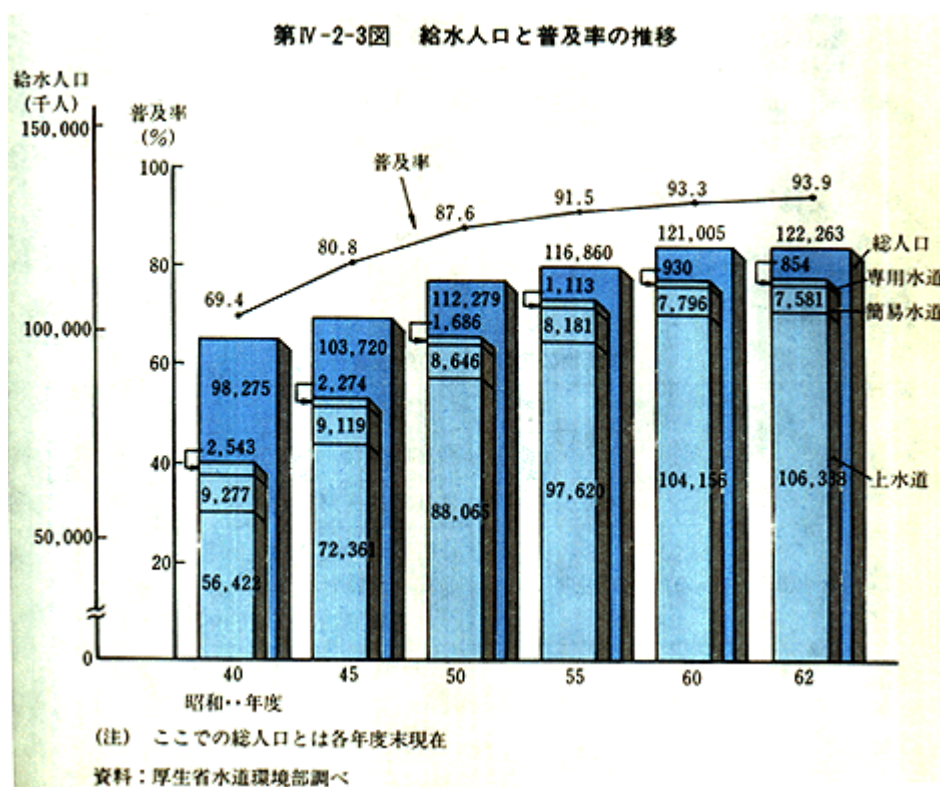
第Ⅳ-2-1図 水道水源の種類 (昭和62年度)
(上水道+水道用水供給事業の合計)



第Ⅳ-2-2図 水道の水量の経年変化



第Ⅳ-2-3図 給水人口と普及率の推移



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

2 水道・廃棄物

(2) 高普及時代の水道行政

高普及時代を迎えた水道行政の今後の目標及び基本方策は次のとおりである。

水道の目標と基本方策

1) 安定した水道供給（ライフライン）の確保
・ 需要に応じた供給の確保
・ 渇水，地震対策
2) 安心して飲める水の供給
・ 給水用具対策
・ 簡易専用水道の管理徹底
3)おいしい水の供給
・ 湖沼等の富栄養化防止
・ 高度処理施設の導入
4)水道料金格差の是正
5)その他
・ 海外技術協力
・ 調査研究

第IV-2-4表 1か月平均の消費支出額に対する水道料金の割合

第Ⅳ-2-4表 1 か月平均の消費支出額に対する水道料金の割合
(人口 5 万人以上の都市の全世帯を対象)

項目 \ 年度	昭和50年度	55	60	62
消費支出総額 (円)	160,475	234,946	278,592	287,393
水道料金 (円)	831	1,294	1,802	1,897
構成比 (%)	0.5	0.6	0.6	0.7

(注) 水道料金は水道統計より試算、消費支出総額は総理府統計局「家計調査」による。

廃棄物の種類とその処理責任

廃棄物の種類とその処理責任		
	廃棄物	
	一般廃棄物 (ごみ・し尿)	産業廃棄物 (汚でい、鉱さい等19種)
国	地方公共団体への技術的・財政的援助	
都道府県	市町村への技術的援助	市町村への技術的援助 産業廃棄物処理業者の許可 (産業廃棄物の広域的処理も可)
市町村	市町村区域内の処理 一般廃棄物処理業者等の許可	(一般廃棄物と併せて処理できる 産業廃棄物の処理も可)
事業者	自ら排出した廃棄物の処理 (処理の委託も可)	

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

2 水道・廃棄物

(3) 廃棄物処理の概要

廃棄物の第一次的な処理責任は、一般廃棄物については市町村に、産業廃棄物については事業者にある。

第Ⅳ-2-5表 ごみ処理の推移

第Ⅳ-2-5表 ごみ処理の推移									
年 度		昭和50年度		55		60		62	
項 目									
① 総 人 口(千人)		112,376		117,429		121,267		122,185	
② 計画処理区域内人口(千人)		111,554		116,678		120,774		122,025	
③ 計画収集量(t/日)		76,273		87,711		96,940		104,273	
④ 直接搬入量(t/日)		28,039		26,017		16,842		18,489	
⑤ 自家処理量(t/日)		10,894		6,643		5,259		4,194	
⑥ ごみ排出総量(t/日)		115,206		120,371		119,041		126,956	
⑦ 1人当たりごみ排出総量(g/人・日)		1,033		1,032		986		1,040	
計画処理量	焼 却(t/日)	54,477	(%)	68,739	(%)	80,370	(%)	89,116	(%)
	埋 立(t/日)	48,295	52.2	42,139	60.4	30,007	70.6	28,773	72.6
	高速堆肥化(t/日)	158	46.3	213	37.1	172	26.4	131	23.4
	堆肥化・飼料(t/日)	20	0.2	78	0.2	12	0.2	13	0.1
	そ の 他(t/日)	1,362	0.0	2,559	0.0	3,221	0.0	4,730	0.0
	⑧ 計 (t/日)	1,362	1.3	2,559	2.3	3,221	2.8	4,730	3.9
⑨ 人の日常生活に伴って生ずるごみの総排出量(t/日)		104,312		113,728		113,782		122,762	
⑩ 1人1日当たり排出量(g/人・日)		100.0		100.0		100.0		100.0	
⑨ 人の日常生活に伴って生ずるごみの総排出量(t/日)		87,167		94,354		102,199		108,467	
⑩ 1人1日当たり排出量(g/人・日)		781		809		846		889	

資料：厚生省水道環境部調べ

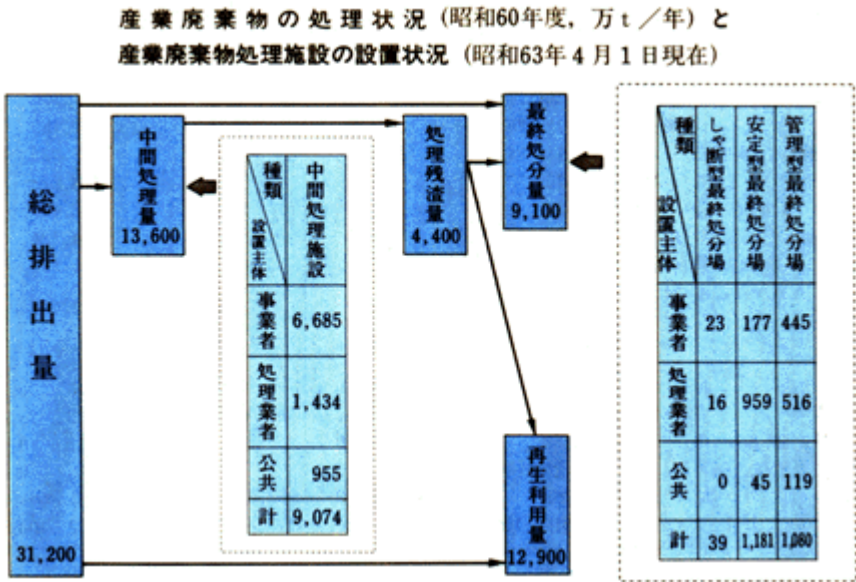
第Ⅳ-2-6表 し尿処理の推移

第Ⅳ-2-6表 し尿処理の推移

年 度		昭和50年度		55		60		62	
項 目									
総 人 口(千人)		112,376		117,429		121,267		122,185	
計画処理区域内人口(千人)		111,554		116,949		121,085		122,083	
水人 洗化 口	公 共 下 水 道(千人)	18,832		26,324		35,542		39,801	
	浄 化 槽(千人)	17,532		26,867		32,323		33,536	
	計 (千人)	36,364		53,191		67,865		73,337	
非 水 洗 化 人 口(千人)		75,190		63,758		53,220		48,745	
計画処理区域内のくみ取りし尿総量(kℓ/日)		106,893	(%) 100.0	111,147	(%) 100.0	104,612	(%) 100.0	102,086	(%) 100.0
くみ取りし尿の内訳(日)	し尿処理施設	67,384	63.1	76,770	69.1	79,269	75.8	80,776	78.6
	下水道マンホール等	5,753	5.4	6,658	6.0	4,967	4.7	4,249	4.1
	農村還元等	3,559	3.3	2,497	2.2	1,875	1.8	1,529	1.5
	海洋投入	13,263	12.4	13,158	11.8	10,151	9.7	9,688	9.4
	計	89,959	84.2	99,084	89.1	96,262	92.0	96,242	93.6
	自家処理量	16,934	15.8	12,063	10.9	8,350	8.0	6,589	6.4
	計画収集量								

(注) 1. し尿量は、年間の総量を365で割り、日量換算したものである。
2. くみ取りし尿総量＝くみ取りし尿量＋し尿浄化槽汚泥量
資料：厚生省水道環境部調べ

産業廃棄物の処理状況(昭和60年度,万t/年)と産業廃棄物処理施設の設置状況(昭和63年4月1日現在)



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

2 水道・廃棄物

(4) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を引き続き行うため,廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づき,第6次廃棄物処理施設整備計画が策定された。

第6次廃棄物処理施設整備計画

〔昭和61年11月28日閣議決定〕

1) 事業の実施の目標

廃棄物の衛生処理を確保するため,廃棄物の資源化,減量化及び広域的な処理を推進するとともに,環境の保全に配慮しつつ,適切な処理施設,最終処分場等の整備を促進するものとする。

事業の実施の目標

一般廃棄物 処理施設	ごみ処理	平成2年度末の計画処理区域における焼却可能ごみの92%（昭和60年度末88%）が処理できるよう焼却処理施設の整備を図るほか、粗大ごみ処理施設、余熱利用施設等廃棄物資源化施設、最終処分場等の整備を図るものとする。
	し尿処理	平成2年度末の計画処理区域におけるし尿及びし尿浄化槽汚泥の92%（昭和60年度末89%）がし尿処理施設等で処理できるようし尿処理施設の整備を図るほか、地域し尿処理施設等の整備を図るものとする。
産業廃棄物 処理施設		地方公共団体が生活環境の保全の見地から必要と認める処理施設及び最終処分場について逐次整備するものとする。

2) 事業の量

昭和61年度から平成2年度までに実施すべき廃棄物処理施設の投資規模を次のとおり予定する。

総額 1兆9, 100億円
一般廃棄物処理施設 1兆4, 290億円
産業廃棄物処理施設 1,010億円
調整費 3, 800億円

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

2 水道・廃棄物

(5) 廃棄物の広域処理

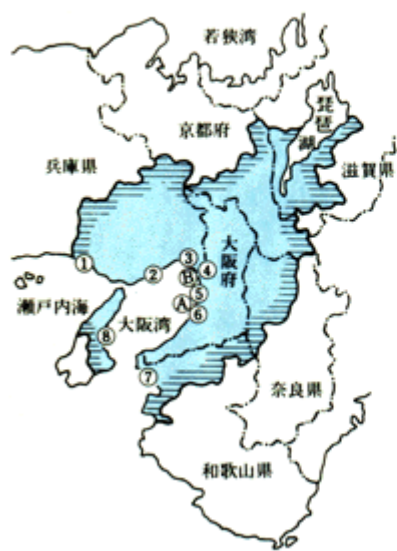
大都市圏における最終処分場の確保難に対処するため、複数の地方公共団体が共同で最終処分場を海面に整備する計画(フェニックス計画)が進められている。

廃棄物の広域処理

	近畿圏	首都圏（基本構想）
①事業主体	「大阪湾広域臨海環境整備センター」(昭和57年3月設立)	「東京湾広域臨海環境整備センター」 〔仮称〕(未設立)
②廃棄物の広域処理の概要		
●海面処分場の規模	泉大津沖 203 ha, 尼崎沖 113ha	全体で500～600ha
●対象区域	149市町村 (次頁図の6府県)	約100市町村 (東京都, 神奈川県, 千葉県及び埼玉県のうち東京都心からおおむね40kmの範囲内の地域)
●埋立廃棄物量	泉大津沖3,000万㎡, 尼崎沖1,500万㎡	約1億1,000万㎡
●廃棄物受入期間	おおむね平成元年度から約6か年	おおむね平成8年度から約10年間
●建設工事費	約1,420億円 (うち最終処分場関係570億円)	約2,800億円 (うち最終処分場関係800億円)
③現状	平成2年1月より尼崎沖処分場・尼崎基地において廃棄物の受入を開始した。泉大津沖処分場等の建設工事を進めている。	国が62年4月に作成した基本構想をもとにその具体化に向けて検討されている。

大阪河フェニックス計画における受入対象区域

大阪湾フェニックス計画における受入対象区域
(2府4県の149市町村)



搬入施設の位置及び規模

搬入施設名	規 模	図面番号
	取扱可能廃棄量(t/日)	
加古川基地	1,700	①
神戸基地	6,700	②
尼崎基地	12,000	③
大阪基地	12,000	④
堺基地	9,900	⑤
泉大津基地	5,000	⑥
和歌山基地	2,100	⑦
津名基地	110	⑧

(注) 受入対象区域から排出される廃棄物を搬入施設で受け入れ、輸送船等により埋立地まで輸送する。

埋立場所名	図面番号
泉大津沖埋立処分場	④
尼崎沖埋立処分場	③

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

2 水道・廃棄物

(6) 合併処理浄化槽設置整備事業、

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、比較的安価かつ簡単に設置できる上、放流水の水質もよいことから、生活排水対策を推進する上で有効な手段であるので、昭和62年度より合併処理浄化槽に対する国庫補助制度(合併処理浄化槽設置整備事業)を創設し、その普及を図っているところである。この事業は、合併処理浄化槽及び変則合併処理浄化槽の普及並びに既設の合併処理浄化槽の改築を対象としており、これらを通じて、生活排水対策の推進を図っているところである。

補助金交付の流れ

